

【 投薬 】

628 ジラゼプ塩酸塩水和物錠（腎疾患等）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するジラゼプ塩酸塩水和物錠（コメリアンコーワ錠等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 腎疾患
- (2) 糖尿病性腎症（第1・2・4・5期）
- (3) 慢性腎不全

○ 取扱いを作成した根拠等

ジラゼプ塩酸塩水和物錠（コメリアンコーワ錠等）の添付文書の効能・効果は、「腎機能障害軽度～中等度の I g A 腎症における尿蛋白減少」である。また、効能又は効果に関連する注意に「腎機能障害が軽度～中等度（クレアチニン・クリアランスとして 50mL/min 以上）の I g A 腎症における尿蛋白減少の目的にのみ使用すること。」と示されており、上記傷病名に対する当該医薬品の投与は適応外である。

以上のことから、単なる腎疾患、糖尿病性腎症（第1・2・4・5期）、慢性腎不全に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。